

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成6年改正）

I 法案骨子

急速な高齢化や女子の職場進出、中長期的な労働力の供給制約が見込まれる中で、労働者の就業形態、就業ニーズの多様化などの構造的な変化が進んでおり、このような状況に対応し、雇用保険制度等が、今後雇用に関する総合的な保険としてその機能を一層発揮できるよう、現在の制度を見直し、その整備充実を図っていく必要がある。

このため、定年後の継続雇用、再就職や育児休業の取得、その後の職場復帰についての援助、促進を図るとともに、高年齢者を中心とした失業給付の改善を図るため、所要の法的整備を行ったところである。

1 雇用保険法の改正

(1) 雇用継続給付の創設

- ① 60歳に達した後賃金が低下した場合に支給する高年齢雇用継続給付の創設。
- ② 満1歳に満たない子を養育するための休業をする場合に支給する育児休業給付の創設。

(2) 一般被保険者の求職者給付の改善

- ① 60歳以上65歳未満の高年齢者については、失業給付の給付率（現行6割～8割）を5割～8割とする。
- ② 基本手当の日額の上限額を年齢階層別に設定し、日額を毎勤の平均定期給与額の上昇した比率等に応じ各年度において変更。
- ③ 所定給付日数の年齢区分を変更し、変更後の区分につき改善を行う。

(3) 高年齢求職者給付の改善等

(4) 日雇労働求職者給付金の改善

- ① 日雇労働求職者給付金の受給要件を緩和。
- ② 日雇労働求職者給付金の日額について、現行の4段階制を3段階制に改め、第1級給付金の日額を引き上げる。

(5) 再就職手当の改善

再就職手当に係る支給要件等の改善を行う。

(6) その他

その他所要の規定の整備を行う。

2 関係法律の改正

(1) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

1(4)②の改正に伴い、印紙保険料の日額等を改正。

(2) 船員保険法の改正

1の内容について、雇用保険法に準じて所要の改正を行う。

(3) その他関係法律について、所要の規定の整備を行う。

II 施行期日

平成7年4月1日（ただし、I 1(4)①及び(5)について平成6年4月1日、I 2(1)については平成6年8月1日、I 1(4)②については平成6年9月1日）

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の概要（平成 10 年改正）

I 趣旨

産業構造の変化、急速な高齢化の進展等に対応し、労働者の雇用の安定等を図るとともに財政構造改革の推進に資するため、雇用保険制度等において、教育訓練給付及び介護休業給付を創設するとともに、高年齢求職者給付金の見直し及び失業等給付に要する費用に係る国庫負担の見直しを内容とする改正を行ったところである。

II 概要

1 教育訓練給付制度の創設

(1) 支給対象者

雇用保険の被保険者又は被保険者であった者（被保険者でなくなった後一定期間内に教育訓練を開始した者に限る。）が、労働大臣の指定する職業に関する教育訓練を受け、修了した場合であって、次に該当するときに支給する。

① 被保険者であった期間が通算して5年以上あること

② 過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合には、支給に係る教育訓練を受けてから5年以上経過していること

(2) 支給額

費用の8割に相当する額（一定の上限を設定 — 20万円）を支給する。

2 介護休業給付制度の創設

(1) 支給対象者

雇用保険の被保険者が、介護休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上である月が通算して12ヶ月以上あったときに支給する。

(2) 支給額

休業期間3ヶ月を限度として、休業開始前賃金額の25%に相当する額を支給する。

3 高年齢求職者給付金の額等の改正

(1) 高年齢求職者給付金の額を現行（50～150日分）の半分程度（30～75日分）とする。

※ 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者（65歳を超え、なお引き続き雇用されている被保険者）が失業した場合に、被保険者であった期間に応じて一時として支給されるもの

(2) 高年齢求職者給付金に要する費用に係る国庫負担は廃止する。

4 失業等給付に要する費用に係る国庫負担に関する改正

失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額は、当分の間、現在国庫が負担することとされている額の7割に相当する額とする。

III 施行期日

公布日の（ただし、1については平成10年12月1日、2及び3(1)については平成11年4月1日）

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成12年改正）

1 趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に的確に対応するため、雇用保険制度等において、求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合に関する暫定措置を廃止するとともに、雇用保険率を引き上げる等所要の改正を行ったところである。

2 概要

（1）雇用保険法の改正

イ 早期再就職を促進するための給付体系の整備

- ① 基本手当の所定給付日数を、一般の離職者に対する給付日数と倒産・解雇等による離職者に対する給付日数とに再構成し、中高年層を中心に就職支援の緊要度の高い者に対する基本手当の給付の重点化を図る。

（所定給付日数）

（現行）

- 離職に対する給付日数
年齢及び被保険者期間に応じ
90日～300日

（改正後）

- ⇒ ① 一般の離職者に対する給付日数
被保険者期間に応じ90日～180日
② 倒産・解雇等による離職者に対する給付日数
年齢及び被保険者期間に応じ90日～330日

- ② 再就職手当について、基本手当の支給残日数の区分ごとに給付日数を定める方式から支給残日数の3分の1に相当する日数を給付日数とする方式に改めるために、支給額の下限を変更する。

ロ 少子・高齢化の進展に対応した就業支援対策の充実

育児休業給付及び介護休業給付の給付率を引き上げるほか、雇用安定事業として、中高年齢者である在職求職者に対し再就職の援助等を行う事業主に対して必要な助成・援助を行うことができることを法律上明記する。

（育児休業給付・介護休業給付）

（現行）

給付率 25%

（育児休業基本給付金の給付率20%

育児休業者職場復帰給付金の給付率5%）

⇒

（改正後）

給付率 40%

（育児休業基本給付金の給付率30%

育児休業者職場復帰給付金の給付率10%）

ハ 失業等給付に係る国庫負担の改正

国庫負担に係る暫定措置を廃止する。（求職者給付費の14%⇒同25%）

（2）労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

- ① 雇用保険の保険料率に係る暫定措置を廃止するとともに、雇用保険の保険料率を1000分の15.5（失業等給付に係る部分は1000分の12）とする。
- ② 雇用保険の保険料率を積立金の額と失業等給付の額（現行は徴収保険料額）とを比較して変更することができるものとする。

（3）船員保険法の改正

（1）に準じて所要の改正を行う。

3 施行期日

平成13年4月1日（ただし、2（1）ロの雇用安定事業の見直しについては平成12年10月1日、育児休業給付及び介護休業給付の給付率の引上げについては平成13年1月1日。）

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成15年改正）

厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする雇用保険法等の改正を平成15年年5月1日より行ったところである。

1 概要

(1) 給付の見直し（雇用保険法の改正）

① 早期再就職の促進

イ 基本手当日額と再就職時賃金の逆転現象の解消

基本手当日額が再就職時賃金を上回る者の多い高賃金層について、給付率、上限額を見直す。

（給付率：60%～80% → 50%～80%（60歳以上65歳未満は 50%～80% → 45%～80%）
上限額：10,608円 → 8,040円）

ロ 多様な早期就業促進のための給付の創設

就業促進手当を創設し、支給残日数を3分の1以上残して常用以外の早期就業をした者に対し基本手当日額の30%を賃金に上乗せして支給する。

② 多様な働き方への対応

通常労働者とパートタイム労働者との給付内容を一本化し、倒産・解雇等による離職者は通常労働者の所定給付日数に、それ以外の理由による離職者は原則としてパートタイム労働者の所定給付日数に、それぞれ合わせる。

③ 再就職の困難な状況に対応した給付の重点化

イ 壮年層の基本手当の給付日数の改善

35歳以上45歳未満で雇用保険の加入期間が10年以上の倒産・解雇等による離職者について所定給付日数を30日間延長する。

ロ 在職者への給付の失業者への給付との均衡を考慮した見直し

(i) 教育訓練給付

- ・ 給付率及び上限額を引き下げる。

（給付率：8割 → 4割、上限額（省令）：30万円 → 20万円）

- ・ 加入期間要件を緩和する。

（5年 → 3年（3年以上5年未満の場合は給付率2割、上限額（省令）10万円）

(ii) 高年齢雇用継続給付

- ・ 支給要件及び給付率を見直す。

（支給要件：15%超の賃金低下 → 25%超の賃金低下、給付率：25% → 15%）

(2) 保険料率の改定及び前2年間の据置き（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正）

雇用保険の失業等給付に係る保険料率を1.6%とし、平成16年度末までの間は附則において1.4%とする。また、16年度末までの間も弾力条項の発動ができることとする。

(3) 雇用安定資金の使用に関する特例（労働保険特別会計法の改正）

失業等給付費を支弁するため必要があるときは、政令で定める日（平成19年度末）までの間は雇用安定資金を雇用勘定に受け入れて使用することができることとする。

(4) 船員保険法の改正

(1) に準じて所要の改正を行う。

2 施行期日

平成15年5月1日

育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律概要（平成16年改正）（雇用保険法関係）

1. 育児休業給付の給付期間の延長

育児・介護休業法の改正による育児休業期間の延長に合わせて、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（保育所に入れない等特別な事情がある場合）には、育児休業給付の給付期間を1歳6か月まで延長する。

2. 介護休業給付の支給回数の制限の緩和

育児・介護休業法の改正による介護休業の取得回数制限の緩和に合わせて、介護休業給付の支給回数の制限を緩和する。

3. 期間雇用者の適切な取扱い【省令事項】

育児・介護休業法の改正により期間雇用者に休業の権利が付与されることに対応し、そのような者のうち「雇用継続を援助・促進する」という、雇用保険制度として制度化された制度本来の趣旨に適う者について給付が行われるよう必要な措置を講ずる。

4. 育児休業給付及び介護休業給付の支給における端数期間の処理の見直し

休業終了時の最後の支給対象期間については、休業日について日割りで支給することとする。

5. 施行期日

平成17年4月1日